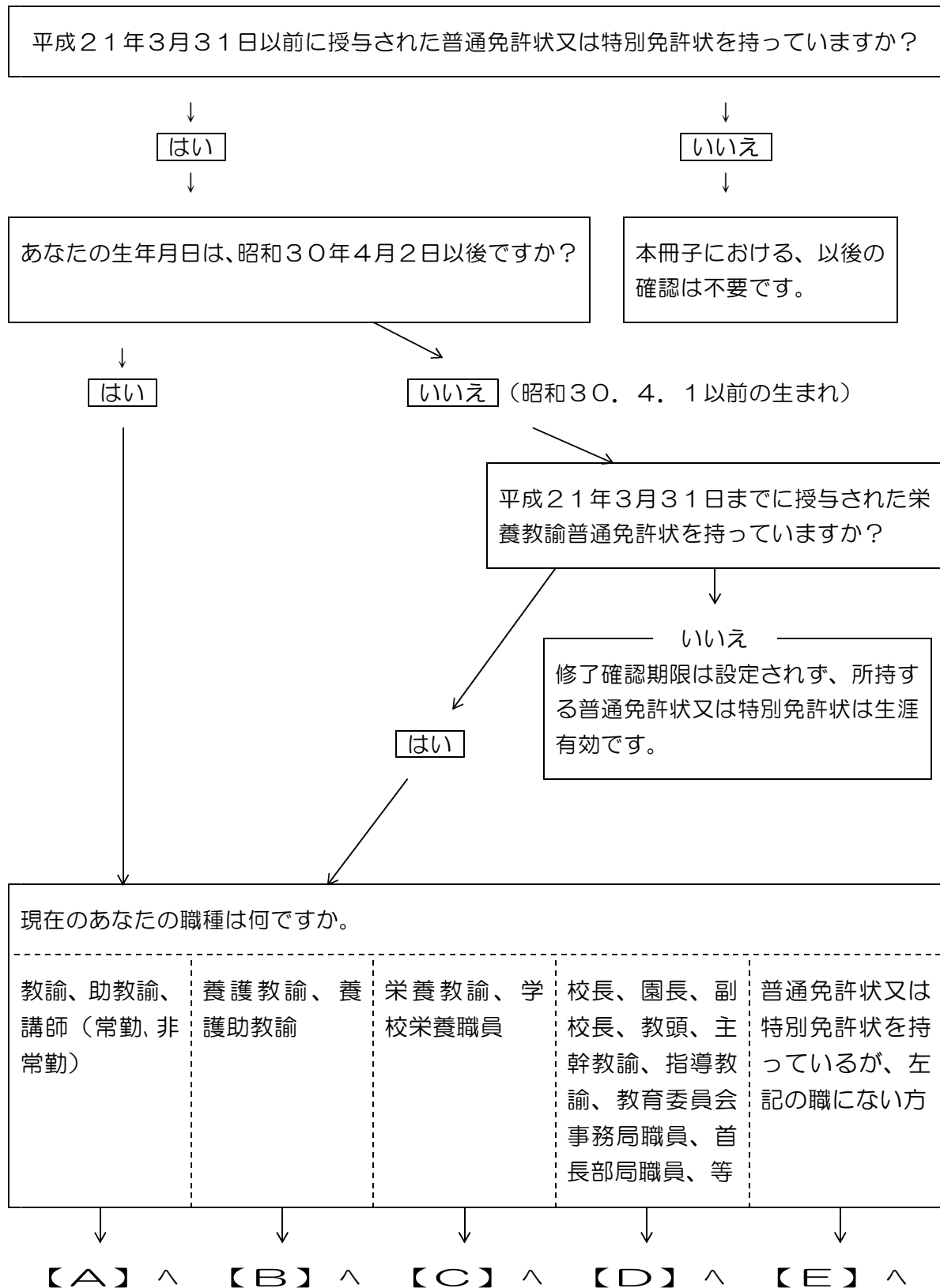


II 手続

手続把握のためのフローチャート



【A】

平成21年3月31日以前に授与された普通免許状又は特別免許状を持っている教諭、助教諭、講師の方々へ

平成21年3月31日以前に授与された普通免許状又は特別免許状を持っている国公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に勤務する教諭、助教諭又は講師（常勤及び非常勤）の方々は以下に沿って諸手続の流れを確認ください。

☆教諭、助教諭、講師の方は 【A—①】 へ

☆教諭、助教諭、講師で下記の（１）～（３）に該当し、修了確認期限の延期を希望する方は 【A—②】 へ

- （１）教育公務員特例法第25条の2第1項に規定する指導改善研修中である場合。
- （２）「やむを得ない事由」により修了確認期限までに免許状更新講習の課程の修了が困難である場合。（病休、起訴休職、産休、育休、在外教育施設等における教育従事、専修免取得のための大学院在籍、等）（→p15参照）
- （３）下記の①から③の理由により修了確認期限を延期することが相当である場合
 - ①平成21年4月1日以降に普通免許状又は特別免許状の授与を受けたこと。
 - ②修了確認期限が、普通免許状又は特別免許状を授与された日の翌日から起算して10年を超えない日であること。（※「授与」には、上級免許への上進も含みます。）
 - ③平成23年3月31日に満35歳、満45歳、満55歳である方で平成22年12月31日までに免許状更新講習の課程を修了していないこと。

☆教諭、助教諭、講師で下記の（１）又は（２）に該当する方は、免許管理者に申請し、更新講習の受講免除の認定を受けることができます。【D】 へ

- （１）各自の免許状更新講習受講期間中に、免許状更新講習の講師となった方
（講習で教授した時間は問わない。申請に当たっては、講習開設者からの証明が必要。）
- （２）修了確認期限前の10年の期間内に、次の優秀教員表彰を受けた方
（ただし、個人で受賞した者とし、部活動指導のみによる表彰は対象となりません。申請に当たっては表彰状の写しを添付のこと。）
 - 文部科学大臣教育者表彰 ○文部科学大臣優秀教員表彰
 - 福岡県公立学校優秀教員表彰 ○福岡市優秀な教員表彰
 - 北九州市優れた教育活動を実践している教員の表彰

【△—①】

自分の生年月日から最初の修了確認期限（→p3表1）を確認ください。

（なお、平成21年3月31日までに授与された栄養教諭普通免許状を持っている方は、p3表2を見て確認ください。）



修了確認期限の2年2ヶ月前から2ヶ月前までの2年間は、免許状更新講習を受講することのできる期間です。この期間中に、免許状更新講習を30時間以上受講・修了し、都道府県教育委員会（免許管理者）からその修了確認を受ける必要があります。



免許状更新講習は、大学等が文部科学大臣の認定を受けて開設し、文部科学省のホームページに一覧が掲載されます。受講者はこの文部科学省ホームページや各大学等のホームページ、福岡県教育委員会の教職員課ホームページ等を確認しながら、各自で受講する更新講習を決定します。

免許状更新講習は、以下の内容で受講・修了する必要があります。

①必修講習（12時間以上）：教育の最新事情に関する事項

②選択講習（18時間以上）：教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項

講習は1つの大学で修了する必要はなく、複数の大学等で合わせて30時間以上修了することも可能です。

（例）A大学が開設する12時間の「必修講習」を履修

B大学、C大学、D大学で、各6時間の「選択講習」を履修

※30時間以上の一連の講習を終えた時を「修了」、それ以外の6時間以上、12時間以上などの講習を終えた時を「履修」と言います。

なお、②の「選択講習」の受講に当たっては、教諭の職にある方については、「教諭」を受講対象者とする講習を受講する必要があります。

また、受講する講習の内容は、所持する免許状の種類や自らの職を踏まえて、受講してください。例えば、複数教科の教諭免許状を所持する教諭等については、主に用いている（又は用いることとなると考えられる）免許状に対応した講習を受講することが望まれます。特別支援学校教諭の免許状を有する特別支援学校に勤務する教諭については、特別支援学校関係の講習を受講することが望まれます。

（例）小学校教諭一種免許状、中学校教諭一種免許状（理科）、高等学校教諭一種免許状（数学）を所持する高等学校の数学担当の教諭

→「選択講習」については、「高等学校の数学に関する講習」又は「高等学校における生徒指導や教育相談等の教育の充実に関する講習」の受講が望ましい。



免許状更新講習を開設する大学等が示す受講申込書に必要事項を記入するとともに、勤務校の校長等から、現在、教諭等として勤務している旨の証明を行ってもらい、大学等に受講を申し込みます。(→証明者については p 8 表 4 参照)



各大学等に受講料を納入して、免許状更新講習を受講します。



免許状更新講習の最後に行われる修了認定（履修認定）の試験に合格した場合には、講習を開設する大学等から修了証明書（履修証明書）が発行されます。（複数の講習を受講した場合は、各講習ごとに試験が行われ、それぞれ履修証明書が発行されます。）



30時間以上の免許状更新講習の課程を修了（履修）した場合には、各教諭等が修了証明書（履修証明書のセット）を添えて、都道府県教育委員会（免許管理者）に対して更新講習修了確認の申請をします。この申請は、修了確認期限の2ヶ月前までの2年以内（＝更新講習受講期間）のいつでも行えますが、この申請期間を過ぎると、修了確認の事務手続きができません。(→詳細はp 12)



更新講習修了確認を受けた場合は、免許管理者から更新講習修了確認証明書が発行されます。これにより、修了確認期限後も、引き続き、所持するすべての普通免許状又は特別免許状（養護教諭免許状、栄養教諭免許状も含む。）が有効なものとなり、教諭等としての職を継続できることとなります。



次回の修了確認期限は、最初の修了確認期限の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日となります。

（例）最初の修了確認期限が平成23年3月31日の方

→平成33年3月31日が次回の修了確認期限

→平成31年2月1日から平成33年1月31日が免許状更新講習の受講、申請等の期間。

*平成20年度、21年度のいずれの年度に修了確認を受けても、次回の修了確認期限は同じ平成33年3月31日です。

最初の修了確認期限が設定された方は、終生、10年ごとに修了確認期限が設定されます。このため、例えば、満55歳で更新講習修了確認を受けた場合には、次回の修了確認期限は、満65歳時となりますが、次回の修了確認期限以後も教諭等として勤務する場合には、免許状更新講習を受講し、更新講習修了確認を受ける必要があります。

- ※ 受講義務のある教諭等の現職教員は、以上の手続を踏まないと、所持する免許状が修了確認期限の日をもって失効し、教諭等の職を失い、免許状を免許管理者に返納しなければなりません。

【A—②】

自分の生年月日から最初の修了確認期限（→p3表1）を確認ください。

（なお、平成21年3月31日までに授与された栄養教諭普通免許状を持っている方は、p3表2を見て確認ください。）



修了確認期限の2ヶ月前までの2年間に、修了確認期限の延期事由に該当する場合には、申請者は修了確認期限の2ヶ月前までに、延期したい期間を明示して免許管理者に申請します。

なお、修了確認期限の延期の設定については、p17「修了確認期限の延期の主なパターン」に詳細を示しています。



免許管理者が修了確認期限の延期を行い、修了確認期限延期証明書が発行されます。



延期後の修了確認期限に基づき、【A—①】を参照して免許状更新講習を受講、修了、諸手続を行ってください。

※ 免許状更新講習の受講期間は、延期後の修了確認期限の2年2ヶ月前からとなります。したがって、延期前に更新講習を履修していた場合、延期の期間設定によっては、その履修の成果を活用できない場合があります。延期の申請をする場合は御注意ください。

【B】

平成21年3月31日以前に授与された普通免許状又は特別免許状を持っている養護教諭、 養護助教諭の方々へ

平成21年3月31日以前に授与された普通免許状又は特別免許状を持っている国公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に勤務する養護教諭、養護助教諭の方々には以下に沿って諸手続の流れを確認ください。

☆養護教諭の方、養護助教諭の方（養護助教諭臨時免許状に加えて教諭の普通免許状又は特別免許状、栄養教諭普通免許状のいずれかを持っている方）は【B—①】へ

※養護助教諭で養護助教諭の臨時免許状以外に、教諭の普通免許状又は特別免許状、栄養教諭の普通免許状を持っていない方は、教員免許更新制の対象となりません。

☆養護教諭、養護助教諭で下記（1）又は（2）に該当する方は【B—②】へ

（1）「やむを得ない事由」により修了確認期限までに免許状更新講習の課程の修了が困難である場合。（病休、起訴休職、産休、育休、在外教育施設等における教育従事、専修免取得のための大学院在籍、等）（→p15参照）

（2）下記の①から③の理由により修了確認期限を延期することが相当である場合。

①平成21年4月1日以降に普通免許状又は特別免許状の授与を受けたこと。

②修了確認期限が、普通免許状又は特別免許状を授与された日の翌日から起算して10年を超えない日であること。（※「授与」には、上級免許への上進も含まれません。）

③平成23年3月31日に満35歳、満45歳、満55歳である方で平成22年12月31日までに免許状更新講習の課程を修了していないこと。

☆養護教諭、養護助教諭で下記（1）又は（2）に該当する方は、免許管理者に申請し、更新講習の受講免除の認定を受けることができます。【D】へ

（1）各自の免許状更新講習受講期間中に、免許状更新講習の講師となった方（講習で教授した時間は問わない。申請には、講習開設者からの証明が必要。）

（2）修了確認期限前の10年の期間内に、次の優秀教員表彰を受けた方

（ただし、個人で受賞した者とし、部活動指導のみによる表彰は対象となりません。申請に当たっては表彰状の写しを添付のこと。）

○文部科学大臣教育者表彰

○文部科学大臣優秀教員表彰

○福岡県公立学校優秀教員表彰

○福岡市優秀な教員表彰

○北九州市優れた教育活動を実践している教員の表彰

【B — ①】

自分の生年月日から最初の修了確認期限（→p3表1）を確認ください。
（なお、平成21年3月31日までに授与された栄養教諭普通免許状を持っている方は、p3表2による修了確認期限となります。）



修了確認期限の2年2ヶ月前から2ヶ月前までの2年間は、免許状更新講習を受講することのできる期間です。この期間中に、免許状更新講習を30時間以上受講・修了し、都道府県教育委員会（免許管理者）からその修了確認を受ける必要があります。



免許状更新講習は、大学等が文部科学大臣の認定を受けて開設し、文部科学省のホームページに一覧が掲載されます。受講者はこの文部科学省ホームページや各大学等のホームページ、福岡県教育委員会の教職員課ホームページ等を確認しながら、各自で受講する免許状更新講習を決定します。

免許状更新講習は、以下の内容で受講・修了する必要があります。

- ①必修講習（12時間以上）：教育の最新事情に関する事項
- ②選択講習（18時間以上）：教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項

講習は1つの大学で修了する必要はなく、複数の大学等で合わせて30時間以上修了することも可能です。

（例）A大学が開設する12時間の「必修講習」を履修

B大学、C大学、D大学で、各6時間の「選択講習」を履修

※30時間以上の一連の講習を終えた時は「修了」、それ以外の6時間以上、12時間以上などの講習を終えた時は「履修」と言います。

なお、②に関する講習の受講に当たっては、養護教諭の職にある方については「養護教諭」を受講対象者とする講習を受講する必要があります。



免許状更新講習を開設する大学等が示す受講申込書に必要事項を記入するとともに、勤務校の校長等から、現在、養護教諭又は養護助教諭として勤務している旨の証明を行ってもらい、大学等に受講を申し込みます。

（→証明者については p8表4参照）



各大学等に受講料を納入して、免許状更新講習を受講します。



免許状更新講習の最後に行われる修了認定（履修認定）の試験に合格した場合には、講習を開設する大学等から修了証明書（履修証明書）が発行されます。（複数の講習を受講した場合は、各講習ごとに試験が行われ、それぞれ履修証明書が発行されます。）



30時間以上の免許状更新講習の課程を修了（履修）した場合には、各養護教諭等が修了証明書（履修証明書のセット）を添えて、都道府県教育委員会（免許管理者）に対して更新講習修了確認の申請をします。この申請は、修了確認期限の2ヶ月前までの2年以内（＝更新講習受講期間）のいつでも行えますが、この申請期間を過ぎると、修了確認の事務手続きができません。（→詳細はp12）



更新講習修了確認を受けた場合は、免許管理者から更新講習修了確認証明書が発行されます。これにより、修了確認期限後も、引き続き、所持するすべての普通免許状又は特別免許状（教諭の普通免許状又は特別免許状、栄養教諭免許状も含む。）が有効なものとなり、養護教諭等としての職を継続できることとなります。



次回の修了確認期限は、最初の修了確認期限の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日となります。

（例）最初の修了確認期限が平成23年3月31日の方

→平成33年3月31日が次回の修了確認期限

→平成31年2月1日から平成33年1月31日が免許状更新講習の受講、申請等の期間。

*平成20年度、21年度のいずれの年度に修了確認を受けても、次回の修了確認期限は同じ平成33年3月31日です。

最初の修了確認期限が設定された方は、終生、10年ごとに修了確認期限が設定されます。このため、例えば、満55歳で更新講習修了確認を受けた場合には、次回の修了確認期限は、満65歳となりますが、次回の修了確認期限以後も養護教諭等として勤務する場合には、免許状更新講習を受講し、更新講習修了確認を受ける必要があります。

※ 受講義務のある養護教諭等の現職教員は、以上の手続を踏まないと、所持する免許状が修了確認期限の日をもって失効し、養護教諭等の職を失い、免許状を免許管理者に返納しなければなりません。

【B — ②】

自分の生年月日から最初の修了確認期限（→p3表1）を確認ください。

（なお、平成21年3月31日までに授与された栄養教諭普通免許状を持っている方は、p3表2を見て確認ください。）



修了確認期限の2ヶ月前までの2年間に、修了確認期限の延期事由に該当する場合は、申請者は修了確認期限の2ヶ月前までに、延期したい期間を明示して免許管理者に申請します。

なお、修了確認期限の延期の設定については、p17「修了確認期限の延期の主なパターン」に詳細を示しています。



免許管理者が修了確認期限の延期を行い、修了確認期限延期証明書が発行されます。



延期後の修了確認期限に基づき、【B — ①】を参照にして免許状更新講習を受講、修了、諸手続を行ってください。

※ 免許状更新講習の受講期間は、延期後の修了確認期限の2年2ヶ月前からとなります。したがって、延期前に更新講習を履修していた場合、延期の期間設定によっては、その履修の成果を活用できない場合があります。延期の申請をする場合は御注意ください。

【C】

平成21年3月31日以前に授与された普通免許状又は特別免許状を持っている栄養教諭、 学校栄養職員の方々へ

平成21年3月31日以前に授与された普通免許状又は特別免許状を持っている国公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に勤務する栄養教諭、学校栄養職員の方々には以下に沿ってご確認ください。

☆栄養教諭の方は 【C — ①】 へ

☆栄養教諭で下記の(1)又は(2)に該当する方は 【C — ④】 へ

- (1)「やむを得ない事由」により修了確認期限までに免許状更新講習の課程の修了が困難である場合。(病休、起訴休職、産休、育休、在外教育施設等における教育従事、専修免取得のための大学院在籍、等)(→p15参照)
- (2)下記の①から③の理由により修了確認期限を延期することが相当である場合。
 - ①平成21年4月1日以降に普通免許状又は特別免許状の授与を受けたこと。
 - ②修了確認期限が、普通免許状又は特別免許状を授与された日の翌日から起算して10年を超えない日であること。(「授与」には、上級免許への上進も含まれます。)

☆栄養教諭で下記の(1)又は(2)に該当する方は、校長等と同様、免許管理者に申請し、更新講習の受講免除の認定を受けることができます。【D】 へ

- (1)各自の免許状更新講習受講期間中に、免許状更新講習の講師となった方
(講習で教授した時間は問わない。申請には、講習開設者からの証明が必要。)
- (2)修了確認期限前の10年の期間内に、次の優秀教員表彰を受けた方
(ただし、個人で受賞した者とし、部活動指導のみによる表彰は対象となりません。申請に当たっては表彰状の写しを添付のこと。)
 - 文部科学大臣教育者表彰 ○文部科学大臣優秀教員表彰
 - 福岡県公立学校優秀教員表彰 ○福岡市優秀な教員表彰
 - 北九州市優れた教育活動を実践している教員の表彰

※学校栄養職員の方々には、それぞれに修了確認期限が設定されますが、免許状更新講習の受講義務は課されていません。ただし、本人の自発的な考えにより修了確認期限までに免許状更新講習を受講・修了することにより、免許管理者から更新講習修了確認を受けることが可能です。

☆学校栄養職員で、栄養教諭普通免許状を所持する方は 【C — ②】 へ

☆学校栄養職員で栄養教諭普通免許状は所持しておらず、教諭の普通免許状又は特別免許状、養護教諭普通免許状のいずれかを所持する方は 【C — ③】 へ

☆学校栄養職員で、いずれの教員免許状も所持しない方は教員免許更新制の対象外です。

【C — ①】

平成21年3月31日までに授与された栄養教諭普通免許状を持っている方は、p3表2を見て、その免許状を授与された日から最初の修了確認期限を確認ください。この免許状を所持する場合、56歳以上の方にも最初の修了確認期限が設定されます。



修了確認期限の2年2ヶ月前から2ヶ月前までの2年間は、免許状更新講習を受講することのできる期間です。この期間中に、免許状更新講習を30時間以上受講・修了し、都道府県教育委員会（免許管理者）からその修了確認を受ける必要があります。



免許状更新講習は、大学等が文部科学大臣の認定を受けて開設し、文部科学省のホームページに一覧が掲載されます。受講者はこの文部科学省ホームページや各大学等のホームページ、福岡県教育委員会の教職員課ホームページ等を確認しながら、各自で受講する更新講習を決定します。

免許状更新講習は、以下の内容で受講・修了する必要があります。

①必修講習（12時間以上）：教育の最新事情に関する事項

②選択講習（18時間以上）：教科指導、生徒指導その他教育の充実にに関する事項

講習は1つの大学で修了する必要はなく、複数の大学等で合わせて30時間以上修了することも可能です。

（例）A大学が開設する12時間の「必修講習」を履修

B大学、C大学、D大学で、各6時間の「選択講習」を履修

※30時間以上の一連の講習を終えた時を「修了」、それ以外の6時間以上、12時間以上などの講習を終えた時を「履修」と言います。

なお、②の「選択講習」の受講に当たっては、栄養教諭の職にある方については、「栄養教諭」を受講対象者とする講習を受講する必要があります。



免許状更新講習を開設する大学等が示す受講申込書に必要事項を記入するとともに、勤務校の校長（共同調理場の長）等から、現在、栄養教諭として勤務している旨の証明を行ってもらい、大学等に受講を申し込みます。

（→証明者については、p8表4参照）



各大学等に受講料を納入して、免許状更新講習を受講します。



免許状更新講習の最後に行われる修了認定（履修認定）の試験に合格した場合には、講習を開設する大学等から修了証明書（履修証明書）が発行されます。（複数の講習を受講した場合は、各講習ごとに試験が行われ、それぞれ履修証明書が発行されます。）



30時間以上の免許状更新講習の課程を修了（履修）した場合には、各栄養教諭が修了証明書（履修証明書のセット）を添えて、都道府県教育委員会（免許管理者）に対して更新講習修了確認の申請をします。この申請は、修了確認期限の2ヶ月前までの2年以内（＝更新講習受講期間）のいつでも行えますが、この申請期間を過ぎると、修了確認の事務手続きができません。（→詳細はp12）



更新講習修了確認の申請を行った免許管理者から更新講習修了確認を受けた場合は、更新講習修了確認証明書が発行されます。
これにより、最初の修了確認期限後も、引き続き、持っているすべての普通免許状又は特別免許状（教諭の普通免許状又は特別免許状、養護教諭免許状も含む。）が修了確認期限後も有効であり、栄養教諭としての職を継続できることとなります。



次回の修了確認期限は、最初の修了確認期限の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日となります。
（例）最初の修了確認期限が平成23年3月31日の方
→平成33年3月31日が次回の修了確認期限
→平成31年2月1日から平成33年1月31日が免許状更新講習の受講、申請等の期間。
*平成20年度、21年度のいずれの年度に修了確認を受けても、次回の修了確認期限は同じ平成33年3月31日です。

※ 受講義務のある栄養教諭の方は、以上の手続きを踏まないと、所持する免許状が修了確認期限の日をもって失効し、栄養教諭の職を失うこととなり、免許状を免許管理者に返納しなければなりません。

【C — ②】

栄養教諭普通免許状を所持しているも、学校栄養職員の職にある方は、免許状更新講習の受講義務は課されていないため、最初の修了確認期限を過ぎても、栄養教諭普通免許状（その他の免許状を所持する場合はそれらの免許状も）は失効しません。

ただし、学校栄養職員の職にある方は、各自の判断により、免許状更新講習を受講することが可能とされており、30時間以上の免許状更新講習を受講して、その課程を修了し、都道府県教育委員会（免許管理者）から更新講習修了確認を受けた場合は、次の修了確認期限までの間に栄養教諭に任命、雇用されることとなった時に、あらためて免許状更新講習を受講する必要はありません。

修了確認期限までに免許状更新講習を受講・修了する場合の諸手続は、【C — ①】に沿って行ってください。

（例）栄養教諭普通免許状を平成18年3月20日に授与された学校栄養職員は、平成28年3月31日が最初の修了確認期限となります。修了確認期限の2年2ヶ月前から2ヶ月前までに免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者から更新講習修了確認を受けた場合には、平成38年3月31日まで免許状が有効なものとなります。

一方、最初の修了確認期限までに免許状更新講習の課程を修了せず、修了確認期限経過後に栄養教諭に任命、雇用されることとなった場合には、任命、雇用の日までに免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者から、免許状更新講習の課程を修了した日が申請日までの2年2ヶ月の期間内にあることについての確認（これを「教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号の確認」という。以下「確認」という。）を受ける必要があります。（→詳細はp21）この場合の諸手続は、下記に沿って行ってください。

（例）栄養教諭普通免許状を平成18年3月20日に授与された学校栄養職員は、平成28年3月31日が最初の修了確認期限となります。それまでに免許管理者から更新講習修了確認を受けず、平成30年4月1日に栄養教諭として任命されることとなった場合には、平成30年3月31日までに免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者に申請して、「確認」を受ける必要があります。



p3表2を見て、栄養教諭普通免許状の授与された年月日から最初の修了確認期限を確認ください。修了確認期限を過ぎている場合、栄養教諭として任命、雇用されることとなった時までに免許状更新講習を受講・修了し、「確認」を受ける必要があります。



免許状更新講習は、大学等が文部科学大臣の認定を受けて開設し、文部科学省のホームページに一覧が掲載されます。受講者はこの文部科学省ホームページや各大学等のホームページ、福岡県教育委員会の教職員課ホームページ等を確認しながら、各自で受講する免許状更新講習を決定します。

免許状更新講習は、以下の内容で受講・修了する必要があります。

①必修講習（12時間以上）：教育の最新事情に関する事項

②選択講習（18時間以上）：教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項

講習は1つの大学で修了する必要はなく、複数の大学等で合わせて30時間以上修了することも可能です。

（例）A大学が開設する12時間の「必修講習」を履修

B大学、C大学、D大学で、各6時間の「選択講習」を履修

※30時間以上の一連の講習を終えた時は「修了」、それ以外の6時間以上、12時間以上などの講習を終えた時は「履修」と言います。

なお、②に関する講習の受講に当たっては、所持する免許状の種類、任命、雇用されようとする職を踏まえて、各自が判断により受講してください。

（例）栄養教諭普通免許状及び養護教諭普通免許状を所持する学校栄養職員で、栄養教諭に任命される予定である場合には、「栄養教諭」を受講対象者とする講習を受講。



免許状更新講習を開設する大学等が示す受講申込書に必要な事項を記入するとともに勤務校の校長（共同調理場の長）等から、現在、学校栄養職員として勤務している旨の証明を行ってもらい、大学等に受講を申し込みます。

（→証明者については p8表4参照）



各大学等に受講料を納入して、免許状更新講習を受講します。



免許状更新講習の最後に行われる修了認定（履修認定）の試験に合格した場合には、講習を開設する大学等から修了証明書（履修証明書）が発行されます。（複数の講習を受講した場合は、各講習ごとに試験が行われ、それぞれ履修証明書が発行されます。）



30時間以上の免許状更新講習の課程を修了（履修）した場合には、各学校栄養職員が修了証明書（履修証明書のセット）を添えて、都道府県教育委員会（免許管理者）に対して、免許状更新講習の課程を修了した日が申請日前の2年2ヶ月の期間内であることについての「確認」の申請をします。

この申請は、免許状更新講習の課程を修了した後、任命、雇用の日までに早急に行う必要があります。任命、雇用の日から2ヶ月前までを目安に申請の手続をします。



「確認」を受けた場合は、免許管理者から「教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号の確認証明書」が発行されます。

これにより、所持する栄養教諭普通免許状により栄養教諭の職に就くことができます。（他に所持する免許状がある場合には、それらの免許状による教諭等の職に就くことも可能です。）



次回の修了確認期限は、「確認」を受けた日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日となります。

（例）「確認」を平成28年3月1日に受けた方

→平成38年3月31日が次回の修了確認期限

→平成36年2月1日から平成38年1月31日が免許状更新講習の受講、申請等の期間。

「確認」を受けた方は、次回の修了確認期限の時点で満60歳以上となっている場合も、次回の修了確認期限以後も栄養教諭等として勤務する時には、免許状更新講習を受講し、更新講習修了確認を受ける必要があります。

【C — ③】

教諭の普通免許状又は特別免許状、養護教諭普通免許状を所持していても、学校栄養職員の職にある方は、免許状更新講習を受講し、修了することの義務は課されていないため、最初の修了確認期限を過ぎても、所持する免許状は失効しません。

ただし、学校栄養職員の職にある方は、各自の判断により、免許状更新講習を受講することが可能とされており、30時間以上の免許状更新講習を受講して、その課程を修了し、都道府県教育委員会（免許管理者）から更新講習修了確認を受けた場合は、次の修了確認期限までの間に教諭又は養護教諭に任命、雇用されることとなった時に、あらためて免許状更新講習を受講必要はありません。

表1を見て、自分の生年月日から最初の修了確認期限を確認いただき、【A — ①】や【B — ①】を参考にしながら、免許状更新講習の受講・修了、諸手続を行ってください。

（例）生年月日が昭和41年5月3日である教諭の普通免許状を所持する学校栄養職員は、平成24年3月31日が最初の修了確認期限となります。修了確認期限の2年2ヶ月前から2ヶ月前までに免許状更新講習を受講し、その課程を修了して免許管理者から更新講習修了確認を受けた場合には、次回の修了確認期限となる平成34年3月31日まで免許状が有効なものとなります。

一方、最初の修了確認期限までに免許状更新講習の課程を修了せず、修了確認期限経過後に教諭又は養護教諭に任命、雇用されることとなった場合には、任命、雇用の日までに免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者から、免許状更新講習の課程を修了した日が申請日までの2年2ヶ月の期間内にあることについての確認（以下「確認」という。）を受ける必要があります。（詳細はp21）

表1を見て、自分の生年月日から最初の修了確認期限を確認いただき、【C — ②】を参考にしながら、免許状更新講習の受講、修了、諸手続を行ってください。

（例）生年月日が昭和41年6月4日である教諭の普通免許状を所持する学校栄養職員は、平成24年3月31日が最初の修了確認期限となりますが、それまでに免許管理者から更新講習修了確認を受けず、平成26年4月1日に教諭として任命、雇用されることとなった場合には、任命、雇用される日までに免許状更新講習を受講・修了して免許管理者から「確認」を受ける必要があります。

【C — ④】

p 3で最初の修了確認期限を確認ください。



修了確認期限の2ヶ月前までの2年間に、修了確認期限の延期事由に該当する場合には、申請者は修了確認期限の2ヶ月前までに、延期したい期間を明示して免許管理者に申請します。

なお、修了確認期限の延期の設定については、p 17「修了確認期限の延期の主なパターン」に詳細を示しています。



免許管理者が修了確認期限の延期を行い、修了確認期限延期証明書が発行されます。



延期後の修了確認期限に基づき、【C — ①】を参照にして免許状更新講習を受講、修了、諸手続を行ってください。

※ 免許状更新講習の受講期間は、延期後の修了確認期限の2年2ヶ月前からとなります。したがって、延期前に更新講習を履修していた場合、延期の期間によっては、その履修の成果を活用できない場合があります。延期の申請をする場合は御注意ください。

【D】

平成21年3月31日以前に授与された普通免許状又は特別免許状を持っている校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教育委員会事務局職員等の方々へ

平成21年3月31日以前に授与された普通免許状又は特別免許状を所持し、下記の①～④のいずれかに該当する方は、以下に沿って諸手続の流れをご確認ください。

- ①国公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に勤務する校長（園長を含む。以下同じ。）、副校長（副園長を含む。以下同じ。）、教頭、主幹教諭、指導教諭
- ②指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している方のうち、県内公立学校の教育職員として任命されたことのある者
- ③県内公立学校に教育職員として任命されたことのある者で、任命権者の要請に応じ、県教育委員会等又は県内公立学校から引き続き国、福岡県又は福岡県内の市町村の職員として在職し、学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している方
- ④県内の学校を設置する学校法人の理事

自分の生年月日から最初の修了確認期限（→p3表1）を確認してください。
（なお、平成21年3月31日までに授与された栄養教諭普通免許状を所持する方は、p3表2を見て確認ください。）



修了確認期限の2年2ヶ月前から2ヶ月前までの2年間に、上記①～④のいずれかの職にある方は、最初の修了確認期限の2ヶ月前までの2年間に都道府県教育委員会（免許管理者）に申請し、免許状更新講習の受講免除の認定を受けることができます。

免許状更新講習の受講免除の認定を受けるためには、各自で受講免除の認定の申請を行う必要があります。（なお、修了確認期限の2ヶ月前までの2年間であれば、いつでも申請を行えます。）

ただし、かつて校長、教頭等の職にあっても、申請の時点でこれらの職にない場合（例えば、教諭になっている）場合は、免除の認定を受けることはできず、講習受講等の手続等（【A—①】の手続等）を行うこととなります。

また、校長等の職にある場合でも、免許管理者が最新の知識技能を十分に有していないと認める場合や、受講免除の認定申請を行わず、講習を受講する場合も【△ — ①】に沿って手続を行ってください。（更新受講に当たって、受講対象者であることの証明を校長が受ける場合は、公立学校においては都道府県教育委員会、国立学校、私立学校においては、法人の長から受けます。）

なお、修了確認期限の延期を申請する場合は【△ — ②】に沿って手続を行ってください。（→p15の延期事由に該当する方）



都道府県教育委員会（免許管理者）に免許状更新講習の受講免除の認定申請を行います。



免許管理者が免許状更新講習の受講免除の認定を行った場合は、「免許状更新講習免除証明書」が発行されます。これにより、修了確認期限までに更新講習修了確認を受けたものとみなされます。（これにより、所持するすべての普通免許状又は特別免許状が修了確認期限後も有効な免許状となります。）



次回の修了確認期限は、最初の修了確認期限の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日となります。

（例）最初の修了確認期限が平成23年3月31日の方
→平成33年3月31日が次回の修了確認期限

最初の修了確認期限が設定された方は、終生、10年ごとに修了確認期限が設定されます。このため、例えば、満55歳で更新講習修了確認を受けた場合には、次回の修了確認期限は、満65歳時となりますが、次回の修了確認期限以後も教諭等として勤務する場合には、免許状更新講習を受講し、更新講習修了確認を受ける必要があります。

【E】

平成21年3月31日以前に授与された普通免許状又は特別免許状を持っているがA～Dに該当しない方々（実習助手、寄宿舍指導員、養護職員等）へ

平成21年3月31日以前に授与された普通免許状又は特別免許状を持っているが、

- (1) 校長（園長）、教頭、主幹教諭、指導教諭、指導主事等の講習の免除対象者
- (2) 教諭、助教諭、講師（常勤及び非常勤）
- (3) 養護教諭、養護助教諭
- (4) 栄養教諭、学校栄養職員

のいずれにも該当しない方々は以下に沿って諸手続の流れを確認ください。

現在のあなたの職種、状況は何ですか？

(1) 実習助手、寄宿舍指導員、養護職員の方は 【E—①】 へ

(2) 過去に校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭であった方で、新たに教諭等になることを希望する方は 【E—②】 へ

(3) 認定こども園に勤務する保育士、幼稚園を設置する学校法人等が設置する保育所等に勤務する保育士の方は 【E—③】 へ

(4) 教諭等に任命、雇用されることが見込まれる方は 【E—②】 へ

(5) 教員免許状を持っているが、当面、教諭、助教諭、講師、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭になる意思がない方、予定がない方は 【E—④】 へ

【E—①】

実習助手、寄宿舍指導員、養護職員の方々は、教諭の普通免許状又は特別免許状、養護教諭普通免許状、栄養教諭普通免許状を所持していても、修了確認期限までに免許状更新講習の受講義務は課されていないため、最初の修了確認期限を過ぎても、所持する免許状は失効しません。

ただし、各自の判断により、最初の修了確認期限までに免許状更新講習を受講することは可能とされており、30時間以上の免許状更新講習を受講して、その課程を修了し、都道府県教育委員会（免許管理者）から更新講習修了確認を受けた場合は、次の修了確認期限までの間に教諭等に任命、雇用されることとなった時に、あらためて免許状更新講習を受講する必要はありません。

この場合、【A—①】を参照していただき、免許状更新講習を受講、修了し、諸手続を行ってください。

（例）昭和40年9月10日生まれの実習助手の方で高等学校教諭一種免許状（看護実習）を所持する場合は、最初の修了確認期限は平成23年3月31日となります。

修了確認期限の2年2ヶ月前から2ヶ月前までに免許状更新講習を受講・修了して免許管理者から更新講習修了確認を受けた場合は、平成33年3月31日まで免許状が有効なものとなります。

一方、最初の修了確認期限までに免許状更新講習の課程を修了せず、修了確認期限経過後に教諭等として任命、雇用されることとなった時には、任命、雇用の日までに免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者から、免許状更新講習の課程を修了した日が申請日までの2年2ヶ月の期間内にあることについての確認（以下「確認」という。）を受ける必要があります。

（例）昭和40年9月10日生まれの実習助手の方で高等学校教諭一種免許状（看護実習）を所持する場合は、最初の修了確認期限は平成23年3月31日となります。

それまでに免許管理者から更新講習修了確認を受けず、平成25年4月1日に高等学校教諭として任命、雇用されることとなった場合には、平成25年3月31日までに免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者に申請して、「確認」を受ける必要があります。

この場合の諸手続は、下記に沿って行ってください。



p 3表1（平成21年3月31日までに授与された栄養教諭普通免許状を所持する方は表2）を見て、最初の修了確認期限を確認ください。修了確認期限を過ぎている場合、教諭等として任命、雇用されることとなった時まで「確認」を受ける必要があります。



免許状更新講習は、大学等が文部科学大臣の認定を受けて開設し、文部科学省のホームページに一覧が掲載されます。受講者はこの文部科学省ホームページや各大学等のホームページ、福岡県教育委員会の教職員課ホームページ等を確認しながら、各自で受講する免許状更新講習を決定します。

免許状更新講習は、以下の内容で受講・修了する必要があります。

①必修講習（12時間以上）：教育の最新事情に関する事項

②選択講習（18時間以上）：教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項

講習は1つの大学で修了する必要はなく、複数の大学等で合わせて30時間以上修了することも可能です。

（例）A大学が開設する12時間の「必修講習」を履修

B大学、C大学、D大学で、各6時間の「選択講習」を履修

※30時間以上の一連の講習を終えた時は「修了」、それ以外の6時間以上、12時間以上などの講習を終えた時は「履修」と言います。

なお、②に関する講習の受講に当たっては、所持する免許状の種類、任命、雇用されようとする職を踏まえて、各自が判断により受講してください。

（例）教諭普通免許状及び養護教諭普通免許状を持っている実習助手で、教諭に任命される予定である場合には、「教諭」を受講対象者とする講習を受講。



免許状更新講習を開設する大学等が示す受講申込書に必要な事項を記入するとともに勤務校の校長等から、現在、実習助手等として勤務している旨の証明を行ってもらい、大学等に受講を申し込みます。

（→証明者については p8表4参照）



各大学等に受講料を納入して、免許状更新講習を受講します。



免許状更新講習の最後に行われる修了認定（履修認定）の試験に合格した場合には、講習を開設する大学等から修了証明書（履修証明書）が発行されます。（複数の講習を受講した場合は、各講習ごとに試験が行われ、履修証明書が発行されます。）



30時間以上の免許状更新講習の課程を修了（履修）した場合には、各実習助手等が

修了証明書（履修証明書のセット）を添えて、都道府県教育委員会（免許管理者）に対して、免許状更新講習の課程を修了した日が申請日前の2年2ヶ月の期間内であることについての「確認」の申請をします。（これを「教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号の確認」と言います。詳細はp21参照）

この申請は、免許状更新講習の課程を修了した後、教諭等の任命、雇用の日までに早急に行う必要があります。任命、雇用の日の2ヶ月前までを目安に申請の手続をします。



「確認」を受けた場合は、免許管理者から確認証明書が発行されます。
これにより、所持する教諭の普通免許状又は特別免許状、養護教諭普通免許状、栄養教諭普通免許状のいずれかにより教諭等としての職に就くことができます。



次回の修了確認期限は、「確認」を受けた日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日となります。

（例）確認を平成28年3月1日に受けた方

→平成38年3月31日が次回の修了確認期限

→平成36年2月1日から平成38年1月31日が免許状更新講習の受講、申請等の期間。

「確認」を受けた方は、次回の修了確認期限の時点で満60歳以上となっている場合も、次回の修了確認期限以後も教諭等として勤務する時には、免許状更新講習を受講し、更新講習修了確認を受ける必要があります。

【E—②】

自分の生年月日から最初の修了確認期限（→p3表1）を確認ください。

（なお、平成21年3月31日までに授与された栄養教諭普通免許状を持っている方は、p3表2を見て確認ください。）

過去に校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭であった方で新たに教諭等になることを希望する方、新たに教諭等に任命、雇用されることが見込まれる方は、修了確認期限までに免許状更新講習を受講、修了することの義務は課されていないため、講習を修了せずに修了確認期限を経過しても、所持する普通免許状又は特別免許状が失効することはありません。

ただし、免許状更新講習を受講することは可能とされているので、各自の判断により、修了確認期限までに免許状更新講習を受講、修了することは可能です。この場合は、

【A—①】を参考に、諸手続を行ってください。

なお、大学等に更新講習の受講を申し込む際には、免許状更新講習受講申込書等に、以下の機関等から受講対象者であることの証明を行ってもらう必要があります。

（→証明者については p8表4参照）

○過去に教諭等として勤務していた方

→任命又は雇用していた者（県教育委員会又は市町村教育委員会、学校法人、等）

○新たに教諭等になろうとする方

→講師登録を行った先の各教育委員会、各教育事務所、各学校法人

一方、最初の修了確認期限までに免許状更新講習の課程を修了していない場合で、修了確認期限経過後に教諭等として任命、雇用されることとなった時には、任命、雇用の日までに免許状更新講習を受講、修了し、免許管理者から、免許状更新講習の課程を修了した日が申請日までの2年2ヶ月の期間内にあることについての「確認」を受ける必要があります。（→詳細はp21）

この場合の免許状更新講習の受講、修了、諸手続は、【E—①】に沿って行い、任命、雇用の日の2ヶ月前までを目安に「確認」の手続をします。

なお、最初の修了確認期限までの間は、免許状を活用して教諭等になることができます。

【E—③】

自分の生年月日から最初の修了確認期限（→p3表1）を確認ください。

（なお、平成21年3月31日までに授与された栄養教諭普通免許状を持っている方は、p3表2を見て確認ください。）

認定こども園に勤務する保育士、幼稚園を設置する学校法人等が設置する保育所等に勤務する保育士の方は、修了確認期限までに免許状更新講習を受講、修了することの義務は課されていないため、講習を修了せずに修了確認期限を経過しても、所持する普通免許状又は特別免許状が失効することはありません。

ただし、免許状更新講習を受講することは可能とされているので、各自の判断により、修了確認期限までに免許状更新講習を受講、修了することは可能です。この場合は、

【A—①】を参考に、諸手続きを行ってください。

なお、大学等に更新講習の受講を申し込む際には、免許状更新講習受講申込書等に、勤務する認定こども園の園長、保育所等を設置する法人等の長などから、幼稚園等の教諭等の職として勤務する見込みである旨の証明を行ってもらう必要があります。

（→証明者については p8表4参照）

一方、最初の修了確認期限までに免許状更新講習の課程を修了していない場合で、修了確認期限経過後に教諭等として任命、雇用されることとなった時には、任命、雇用の日までに免許状更新講習を受講、修了し、免許管理者から、免許状更新講習の課程を修了した日が申請日までの2年2ヶ月の期間内にあることについての「確認」を受ける必要があります。（→詳細はp21）

この場合の免許状更新講習の受講、修了、諸手続きは、【E—①】に沿って行い、任命、雇用の日の2ヶ月前までを目安に「確認」の手続をします。

（例）昭和40年5月3日生まれの保育士で、幼稚園教諭第一種免許状を所持する場合は、最初の修了確認期限は平成23年3月31日となります。それまでに免許管理者から更新講習修了確認を受けていない場合、平成24年4月1日に幼稚園教諭として任命、雇用されることとなった時には、平成24年3月31日までに免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者に申請して、「確認」を受けておく必要があります。

なお、最初の修了確認期限までの間は、免許状を活用して教諭等になることができます。

【E—④】

教諭の普通免許状又は特別免許状、養護教諭普通免許状、栄養教諭普通免許状を所持しているものの、当面、教諭、助教諭、講師、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭になる意思のない方、予定のない方は、最初の修了確認期限は設定されますが、当該修了確認期限までに免許状更新講習を受講・修了することの義務は課されていません。

よって、免許状更新講習を受講・修了せずに最初の修了確認期限を経過しても、所持する免許状が失効することはなく、免許状更新講習を受講することもできません。